

歳出の内容

歳出は、総額の9割が保険給付費で、残りが事務や要介護認定に要する経費となっています。

歳出総額は、平成19年度決算額(8億2,370万7,000円)に比べ1,701万4,000円、2.1%増となっており、保険給付費の増加が影響しています。(図2参照)

決算額の動向

平成12年度からスタートした介護保険制度も9年を経過し、制度の普及や高齢者の増加に伴い、サービス提供にかかる費用が毎年増加しています。

(図3参照)

図3 決算額の動向(歳出決算額)

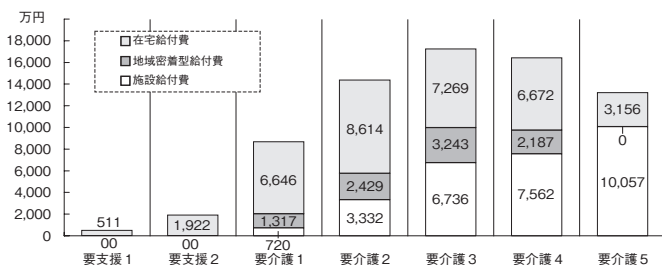
平成20年度	8億4,072万1千円
平成19年度	8億2,370万7千円
平成18年度	7億2,211万7千円
平成17年度	6億3,581万円
平成16年度	5億4,910万3千円
平成15年度	4億9,869万円
平成14年度	4億4,650万7千円
平成13年度	4億861万2千円
平成12年度	3億2,926万1千円

保険給付の状況

在宅サービスとは自宅において受けるサービスで、訪問介護や通所介護(デイサービス)、福祉用具貸与などで、地域密着型サービスはグループホームなどを利用するもので、施設サービスは特別養護老人ホームや介護老人保健施設などを利用するものです。

利用件数は、在宅が11,091件、地域密着型が530件、施設が1,239件で、在宅が地域密着型と施設の6.3倍となっています。保険給付費では在宅が3億4,791万1,000円、地域密着型が9,175万7,000円、施設が3億1,000万7,000円と1件当たりのサービス単価が大きく、保険給付費全体に占める施設サービス費の割合も大きくなっています。(図4参照)

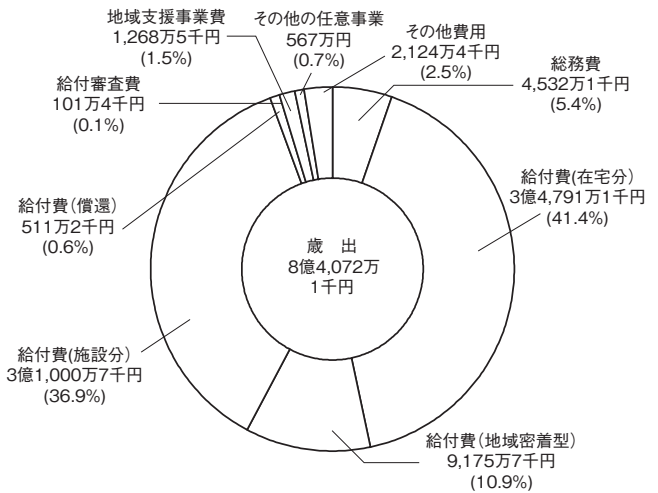
保険給付費



在宅利用件数は、要介護認定者数に比例して伸びています。件数は1カ月に利用した1つのサービスを1件と計算し、年間数を算出しています。

給付費は、サービスに要した費用(保険給付分)で計算しています。

図2 歳出内訳



要介護認定者数

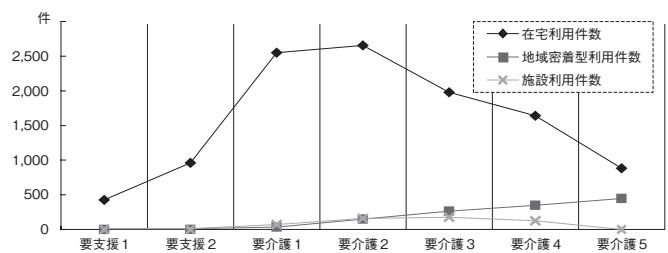
介護保険制度は、サービスを利用する際に認定を受けている要介護度によって、利用できる内容が限定されるため、その範囲内でサービスを組み合わせることで利用することになります。

要介護認定を受ける方の人数は年々増加し、平成21年3月末現在で580人が認定を受けており、特に要介護1から3の認定を受けている方が全体の約6割を占めています。(表1参照)

表1 要介護認定者数(平成21年3月31日現在) 単位:人

	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成13年3月	41			62	36	30	30	40	239
平成14年3月	43			90	35	35	32	46	281
平成15年3月	44			115	54	54	33	42	342
平成16年3月	47			129	64	65	51	42	398
平成17年3月	47			147	76	74	53	46	443
平成18年3月	43			175	79	86	49	55	487
平成19年3月		15	49	114	112	97	77	55	519
平成20年3月		29	49	115	110	101	70	67	541
平成21年3月		35	75	128	110	95	71	66	580

図4 要介護度ごとの利用件数と給付費用



介護保険料の納付状況

平成20年度の介護保険料収納率は98.6%でした。(表2参照)

保険料を納めない(不能欠損分も含む)と、保険給付費の一部が削減され、サービスが思うように受けられない場合もあります。

また、歳入に不足が生じるようになることから、次期計画の保険料算定に影響し、保険料値上げの原因ともなります。制度の趣旨をご理解いただき納期内納入にご協力をお願いします。

表2 介護保険料の納付状況(第1号被保険者)

単位：円

	調 定 額 (収納予定額)	実質収納額	不納欠損額	滞 納 額	収 納 率
特別徴収 (受給年金から天引)	104,032,873	104,032,873			100.0%
普通徴収 (納付書納入・口座振替)	9,428,446	8,726,710		701,736	92.6%
普通徴収 (滞納繰越分)	1,252,302	316,730	375,652	559,920	25.3%
計	114,713,621	113,076,313	375,652	1,261,656	98.6%

介護予防支援事業の状況

介護予防支援事業は、平成18年度に設置された地域包括支援センター(介護予防支援事業所)で行われ、要介護度が要支援1または2の方の介護予防ケアマネジメント業務を行っています。(表3参照)

平成20年度のケアマネジメント業務実績は648件(平成21年3月末の利用者が65人)となっております。

表3 介護保険サービス事業特別会計決算

歳 入

単位：円

款	項	目	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
1.サービス収入	1.介護給付費収入	1.介護予防サービス 計画収入	2,727,000	2,637,000	△ 90,000
2.諸収入	1.雑入	1.雑入	1,000	0	△ 1,000
歳 入 合 計			2,728,000	2,637,000	△ 91,000

歳 出

単位：円

款	項	目	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
1.事業費	1.介護予防サービス 計画費	1.介護予防サービス 計画費	478,000	412,125	65,875
2.諸支出金	1.繰出金	1.他会計繰出金	2,250,000	2,224,875	25,125
歳 出 合 計			2,728,000	2,637,000	91,000

◇◇◇平成20年度 文化・体育振興基金特別会計決算◇◇◇

平成20年度決算額は、歳入総額3,562,158円、歳出総額3,077,564円で歳入歳出差引額(実質収支)は484,594円で、歳入歳出差引額の全額を基金に決算積立しました。

歳入の内容

財産運用収入410千円、文化体育振興基金繰入金3,030千円、一般会計繰入金50千円、寄付金70千円が主な内容です。

歳出の内容

基金運用費として2,978千円を文化・体育振興事業に充当したほか、基金造成費として100千円を文化・体育振興基金に積み立てました。

◇◇◇◇平成20年度 水道事業会計決算◇◇◇◇

平成20年度小野町水道事業の概要と決算状況についてお知らせします。

平成20年度水道事業の概要は、給水人口5,011人、給水戸数1,902戸、年間総配水量60万1,068立方メートル、年間有収水量(漏水分などを除いた料金収入を得られる水量)52万3,884立方メートルでした。また、新規加入戸数は33戸となりました。

平成20年度の決算報告書、損益計算書および貸借対照表は、それぞれ表1、表2、表3のとおりです。

収益的収支(表1参照)のうち、収入の決算額は1億6,084万6,471円で、主な収入の内訳は水道使用料1億2,977万1,792円、一般会計からの補助金2,961万8,200円などとなっています。

次に収益的支出の決算額は1億6,290万129円となっており、主な支出の内訳は、減価償却費8,092万6,453円、企業債利息3,263万6,466円、人件費1,761万8,200円などとなっており、昨年度より、職員数の減に伴う人件費が減少しています。

資本的収支の決算額は1億5,748万8,050円で、主な収入の内訳は、企業債の借入1億4,850万円などとなっています。

次に資本的支出の決算額は2億1,812万3,748円で、主な支出は、石綿セメント管更新事業に要した費用として778万500円、企業債の償還金2億670万388円となっています。

今年度は、既存の高金利の企業債を繰上償還し、低金利の企業債への借換を行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,063万5,698円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8万590円、過年度分損益勘定留保資金5,387万4,084円および当年度分損益勘定留保資金668万1,024円で補てんしました。

今年度の損益(表2参照)の状況については、収益1億5,466万6,822円に対し、費用が1億5,659万1,422円で、192万4,600円の経常損失を計上し、前年度繰越欠損金と併せ、1,887万7,309円を当年度未処理欠損金として翌年度に繰越しました。

決算における1立方メートル当たりの供給単価(給水収益を有収水量で割ったもの。)は235円92銭、給水原価(年間の費用を有収水量で割ったもの。)は298円90銭となっています。

(表1) 平成20年度 小野町水道事業決算報告書 (単位:円)

〔 収 益 的 収 支 〕

(収入)

区 分	予 算 額	決 算 額
第1款 水道事業収益	161,566,000	160,846,471
第1項 営業収益	131,308,000	130,608,397
第2項 営業外収益	30,258,000	30,238,074

(支出)

区 分	予 算 額	決 算 額
第1款 水道事業費用	167,482,000	162,690,129
第1項 営業費用	129,685,000	124,994,565
第2項 営業外費用	37,797,000	37,695,564

〔 資 本 的 収 支 〕

(収入)

区 分	予 算 額	決 算 額
第1款 資本的収入	158,081,000	157,488,050
第1項 工事負担金	5,115,000	4,854,550
第2項 国庫補助金	1,666,000	1,666,000
第3項 企業債	148,500,000	148,500,500
第4項 他会計補助金	2,800,000	2,467,500

(支出)

区 分	予 算 額	決 算 額
第1款 資本的支出	219,013,000	218,123,748
第1項 建設改良費	12,312,000	11,423,360
第2項 企業債償還金	206,701,000	206,700,388

(表2) 平成20年度 小野町水道事業損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日) (単位:円)

1. 営業収益			
(1) 給水収益	123,592,186		
(2) その他営業収益	836,605	124,428,791	
2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	16,909,428		
(2) 配水及び給水費	2,582,105		
(3) 総係費	23,501,672		
(4) 減価償却費	80,926,453	123,919,658	
営業利益			509,133
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	144,326		
(2) 他会計補助金	29,618,200		
(3) 雑収益	475,505	30,238,031	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	32,636,466		
(2) 雑支出	35,298	32,671,764	△ 2,433,733
経常損失			1,924,600
当年度純損失			1,924,600
前年度繰越欠損金			16,952,709
当年度未処理欠損金			18,877,309

(表3) 平成20年度 小野町水道事業貸借対照表 (平成21年3月31日) (単位:円)

資 産 の 部		
1. 固定資産		
(1) 有形固定資産	1,803,335,208	
(2) 無形固定資産	101,780,048	
固定資産合計		1,905,115,256
2. 流動資産		
(1) 現金預金	77,572,451	
(2) 未収金	24,420,211	
(3) 貯蔵品	516,619	
流動資産合計		102,509,281
資産合計		2,007,624,537
負 債 の 部		
3. 流動負債		
(1) 未払金	7,606,140	
(2) 前受金	57,918	
流動負債合計		7,664,058
負債合計		7,664,058
資 本 の 部		
4. 資本金		
(1) 自己資本金	538,287,807	
(2) 借入資本金	951,403,518	
資本金合計		1,489,691,325
5. 剰余金		
(1) 資本剰余金	529,146,463	
(2) 欠損金	18,877,309	
剰余金合計		510,269,154
資本合計		1,999,960,479
負債および資本合計		2,007,624,537

◇◇◇平成20年度 小野町人事行政の運営等の状況◇◇◇

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運用等の状況について、平成20年度の概要をお知らせします。

1 職員の任免に関する状況

(1)平成20年度新規採用の状況

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

一般行政職	事務職	3名
	技術職	採用なし
技能労務職		採用なし

(2)平成20年度退職者の状況(平成21年3月31日まで)

区分	定年退職	勲奨退職	その他		合計
			普通退職	死亡退職	
一般行政職	2人	1人	1人	1人	5人
技能労務職	—	—	—	—	—
合計	2人	1人	1人	1人	5人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(平成20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時30分	制度なし	正午から午後1時まで	土曜日 日曜日

- ※1 平成20年4月1日から、休憩時間を正午から午後1時までとし、執務終了時刻を午後5時30分としました。
- ※2 本庁窓口業務は、勤務時間の割り振りの変更により、毎週水曜日は午後7時まで、毎月第3日曜日は午前8時30分から午後5時30分までの勤務をしています。
- ※3 小野町ふるさと文化の館は土・日開館、一部の保育園では延長保育の実施のため、この表とは異なる勤務形態をとっています。

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成20年度)

処分の種類	処分者数	内 容
分限処分	0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的とした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等に職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人
		懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分で、地方公務員法等又は条例、規則等に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合に、職員に対して行われる処分です。

(2)年次休暇の状況

(平成20年1月1日～平成20年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B÷C	取得率 B÷A
2,617	327	67	4.9	13%

※ 対象職員は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除いています。

(3)休暇等の種類(平成20年4月1日現在)

区 分	内 容	備 考
年 次 有 給 休 暇	1暦年ごとに20日とし、最大20日を超えない範囲内の使用残日数を繰り越すことができる。	採用からの経過年数により繰越日数が異なる
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	有給
特別休暇 (主なるもの)	・ 出産する場合 出産予定前8週間以内及び出産後8週間以内の期間	有給
	・ 配偶者が出産する場合 2日以内の期間	有給
	・ 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内	有給
	・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を看護する必要があるとき1年に5日以内	有給
	・ 忌引のため勤務しないことが相当である場合 配偶者 10日以内 1親等の直系尊属 7日以内 1親等の直系卑属 5日以内 2親等の直系尊属 3日以内 2親等の傍系者 3日以内 など	有給
	・ 夏季における家庭生活の充実等の場合 3日以内	有給
	・ ボランティア活動を行う場合 5日以内	有給
	・ 父母の祭日の場合 その都度1日以内	有給
	・ 骨髄移植に係る登録、提供を行う場合 必要な期間	有給
	・ 公民権を行使する場合 必要と認められる期間	有給
介護休暇	・ 近親者で負傷、疾病又は高齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 6月以内	無給

4 職員のサービスの状況(平成20年度)

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には次のような様々な義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地公法32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止(地公法33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務のみに専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への 従事制限 (地公法38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

5 公平委員会の状況(平成20年度)

(1)公平委員会への事務の委託

地方公務員法第7条第3項の規定により、町には公平委員会を置くこととされています。ただし、同条第4項の規定では、他の地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができるとされており、本町では、公平委員会の事務を県の人事委員会に委託しています。また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることとしています。

(2)公平委員会の権限

公平委員会の権限は地方公務員法第8条第2項に定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。
- ウ 職員の苦情を処理すること。

(3)県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- イ 不利益処分に関する不服申し立ての状況 該当なし
- ウ 人事行政相談の状況 該当なし
- エ その他
 - ・ 職員団体の登録の状況 登録団体名：小野町職員労働組合
 - ・ 変更登録年月日と変更内容 該当なし
 - ・ 管理職員等の範囲の指定の状況 該当なし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況(平成20年度)

職員の資質の向上、勤務能率の向上のため、毎年各種研修を受講させています。

- ・ ふくしま自治研修センター研修 21講座24人
- ・ 東北六県市町村中堅職員研修(2ヶ月間) 1名

(2)勤務成績の評定の概要(平成20年度)

職員の資質向上、指導監督の有効な指針、公平な人事行政執行のため勤務評定実施規程に基づき、年に1回、11月に職員の勤務評定を実施しています。平成18年度からは給与構造改革にあわせ、勤務評定の結果を給料の昇級に反映させています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成20年度)

(1)職員の福利厚生状況

町では、職員の福利厚生のため、主に次のことを実施しています。

- 健康診断、生活習慣病予防検診。
- また、職員の会費で事業行っている職員互助会では、主に次のことを実施しています。
- 人間ドック助成、永年勤続職員への報償、クラブ活動(3団体)への助成。

(2)公務災害補償制度

職員が公務に起因して災害を受けたり、通勤途上で災害にあった場合、受けた災害に対する保証を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその家族の援護、公務上の災害防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されています。

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金福島県支部	0件	—

小野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	12,009	4,012,150	100,330	970,840	24.1	24.1

※人件費には、議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれます。

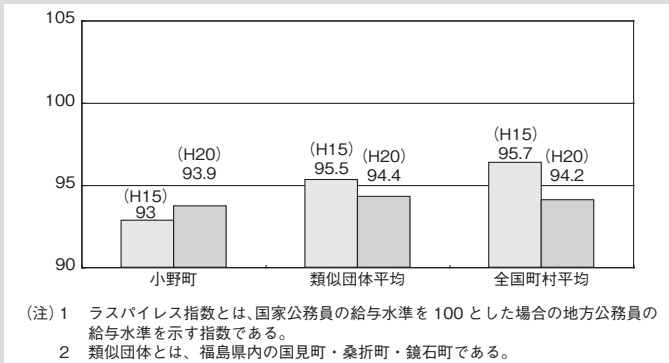
(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数	給与費			計 B	一人当たり給与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当		
21年度	118	457,650	52,780	189,461	699,891	5,931

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額である。
3 職員数には、公営企業等会計部門及び派遣職員は含まれません。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び

平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
	歳	円	円	円
小野町	42.0	317,000	354,493	361,440
福島県	43.4	346,200	417,421	379,554
国	41.1	325,113	—	387,506
類似団体	43.1	324,695	365,812	351,565

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	
	歳	円	円	円	
小野町	52.6	290,100	295,190	305,688	
	うち調理士	52.2	289,900	296,633	305,471
	うち用務員	53.1	290,200	294,571	307,200
福島県	50.3	361,800	409,143	387,194	
国	48.9	284,679	—	320,623	
類似団体	49.0	272,311	288,319	282,156	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当の手当が含まれていないことから比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区分	学歴	小野町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	174,300円	188,100円	174,300円	188,100円
	高校卒	141,900円	151,700円	141,900円	151,700円
技能労務職	高校卒	135,600円	145,100円	—円	145,500円

(注) 初任給・昇格及び昇級等の基準に関する規則の運用により、2年後の給料はこれより増減する場合があります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(20年4月1日現在)

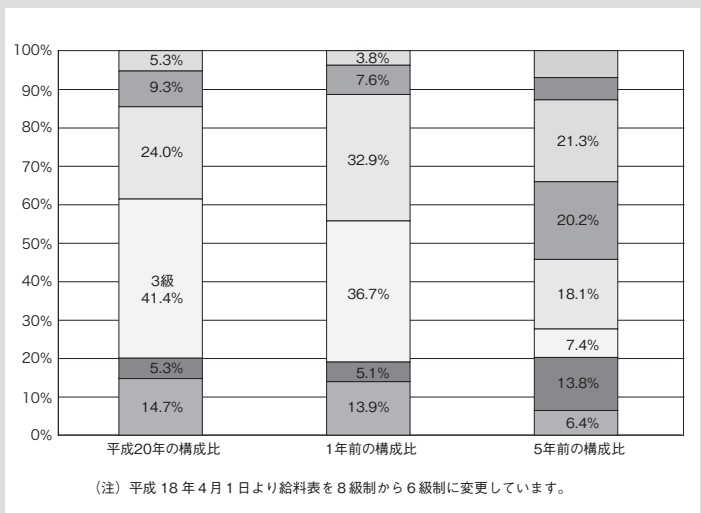
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	—円	334,900円	359,600円
	高校卒	237,900円	273,100円	328,700円
技能労務職	短大卒	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参事	4人	5.3%
5級	課長	7人	9.3%
4級	副課長・主幹	18人	24.0%
3級	副主幹・主任主査	31人	41.4%
2級	主査	4人	5.3%
1級	主事	11人	14.7%

- (注) 1 小野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給期間短縮の状況

区 分		全職種
20年度	職員数	A 82人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	B 0人
	比率	B/A 0.0%

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

小野町			国		
1人当たり平均支給額(19年度) 1,571千円			-		
(19年度支給割合)	期末手当 2.95月分 (1.55)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分	(19年度支給割合)	期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2)退職手当(20年4月1日現在)

小野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	4,636千円	20,374千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3)特殊勤務手当 平成14年4月1日から全廃

(4)時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	16,965千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	142千円
支給実績 (19年度決算)	23,040千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	192千円

(5)その他の手当(20年4月1日現在)

手 当 名		内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当 (月額)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者 13,000円	同		千円	円
		扶養親族 ・扶養しない配偶者を有する場合 6,500円				
		・配偶者なし 1人目のみ 11,000円				
住居手当 (月額)	住居の区分	持ち家(世帯主) 新築・購入後 5年間 3,500円 上記以外の場合 2,500円	異	持ち家について、新築・購入後5年間 2,500円	千円	円
		借家、借間(世帯主) 月額9,500円を超える家賃を支払っている者に、家賃額-9,500円~27,000円 借家、借間(配偶者等) 世帯主の半額		月額12,000円を超える家賃に対し一定基準で支給。		
通勤手当 (月額)	交通手段の区分	公共交通機関利用者(通勤距離2km以上) ・58,000円までは運賃相当額	異	自家用車等利用者 通勤距離60kmを超え、80kmまで支給区分を設定	千円	円
		自家用車等利用者(通勤距離2km以上) ・通勤距離2km~80km 2,500~45,500円 ・80km超 48,400円				

*寒冷地手当は、段階的に減額となり、経過措置終了の平成21年度をもって全廃となります。

5 特別職の報酬等の状況(20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	(参考)類似団体における最高/最低額
給 料	町 長	553,000円	874,000円/325,000円
	副 町 長	568,000円	656,000円/325,000円
報 酬	議 長	307,000円	380,000円/243,000円
	副 議 長	245,000円	285,000円/191,700円
	議 員	225,000円	261,000円/152,800円
期 末 手 当	町 長	(19年度支給割合) 3.30月分	
	副 町 長		
	議 長	(19年度支給割合) 3.30月分	
	副 議 長		
議 員			

※平成17年5月1日から平成21年3月22日までは、条例月額から、町長の給料については30%を、副町長、教育長の給料については、10%を減額しております。

6 職員数の状況

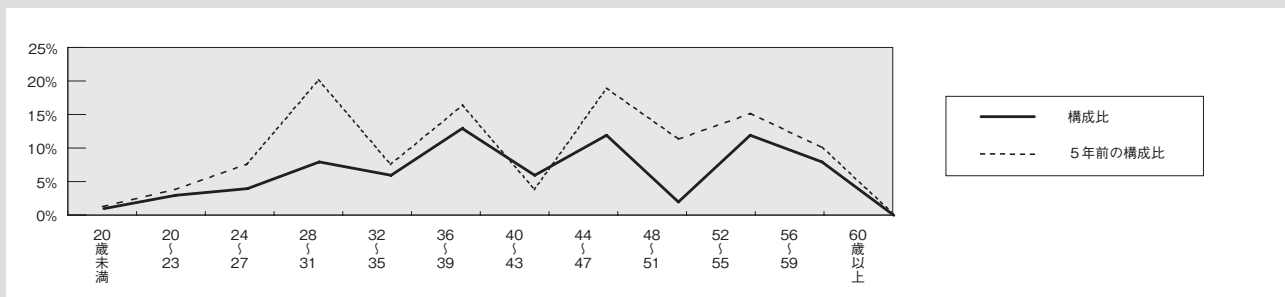
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一般行政部門	議 会	3	3	0	
	総務企画	24	22	△2	事務の統合などによる
	税 務	8	7	△1	事務の統合などによる
	民 生	28	27	△1	事務の統合などによる
	衛 生	7	5	△2	事務の統合などによる
	労 働	0	0	0	
	農林水産	8	8	0	
	商 工	3	2	△1	商工部門機構改編による
	土 木	8	8	0	
小 計	89	82	△7		
特別行政部門	教 育	28	28	0	
	小 計	28	28	0	
公営企業等 会計部門	水 道	3	2	△1	事務の統合などによる
	そ の 他	8	9	1	介護部門の業務増による
	小 計	11	11	0	
合 計		128	121	△7	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2)年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



(注) 職員数は、一般行政職に属する職員数である。

(3)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成26年3月31日	一般職の総定員を100名とする

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成16年度から平成20年度	24人減	124人
平成21年度から平成25年度	24人減	100人